

揚貨設備規則

規則

2019年 第2回 一部改正

2019年12月27日 規則 第93号

2019年7月22日/11月29日 技術委員会 審議

2019年11月6日/12月24日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2019年12月27日 規則 第93号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.2 定義

1.2.1 定義*

(15)を次のように改める。

この規則における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から(17)に定めるところによる。

((1)から(14)は省略)

(15) 「JIS」とは、日本工業産業規格をいう。

((16)及び(17)は省略)

2章 試験及び検査

2.2 揚貨設備の検査

2.2.2 検査の時期*

-1.(4)を次のように改める。

-1. 揚貨設備の検査時期は、次のとおりとする。

(1) 登録検査は、登録の申し込みのあったときに行う。

(2) 年次詳細検査は、登録検査又は年次詳細検査終了の日から12ヶ月を超えない時期に行う。

(3) 荷重試験は、登録検査の時期及び登録検査又は前回の荷重試験終了の日から5年を超えない時期に行う。

(4) 臨時検査は、登録検査又は定期的検査とは別に行う検査であって、次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

(a) 揚貨設備の主要構造部に重大な損傷を生じたとき又はこれを修繕若しくは変更を加えようとするとき

- (b) 荷役方法，索取り，作動及び制御機構等に重大な変更を加えようとするとき
 - (c) 揚貨設備の制限荷重等の指定及び標示を変更しようとするとき
 - (d) その他検査を行う必要があるとき
- (5) 不定期検査は，登録を受けた設備が，規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守，運用が行われていることに疑いがある場合であって，本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては，おのおの場合に応じ，必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は，2019年12月27日から施行する。

揚貨設備規則検査要領

要
領

2019年 第1回 一部改正

2019年12月27日 達 第61号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年12月27日 達 第61号
揚貨設備規則検査要領の一部を改正する達

「揚貨設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2章 試験及び検査

2.2 揚貨設備の検査

2.2.2 として次の1条を加える。

2.2.2 検査の時期

規則 2.2.2-1.(4)にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019年12月27日から施行する。